

令和8年2月定例会 地域活性化対策特別委員会（付託）

令和8年3月4日（水）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	元木	章生
副委員長	曾根	大志
委員	嘉見	博之
委員	沢本	勝彦
委員	木下	賢功
委員	庄野	昌彦
委員	井川	龍二
委員	浪越	憲一

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

政策調査課長	戸川	拓司
政策調査課係長	吉田	寛子
政策調査課主任	山田	有希子

説明者職氏名

〔企画総務部〕

広域行政担当部長	島田	浩寿
副部長	高崎	美穂
政策企画課長	内海	はやと
市町村課長	林	耕治
地域連携課長	平島	充祐
情報政策課長	穂葉	圭司

〔生活環境部〕

部長	飯田	博司
次長	福岡	克己
労働雇用政策課長	井口	貴弘
労働雇用政策課移住交流室長	南部	玲子
交通政策課長	橋本	貴弘

〔経済産業部〕

商流・交流担当部長	尾崎	浩二
-----------	----	----

経済産業政策課長	岡崎 仁美
経済産業政策課商務流通室長	高尾 一仁
企業支援課長	鳥海 祐司
企業支援課新産業立地室長	喜井健太郎
産業創生・大学連携課長	大竹 耕太

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
みどり戦略推進課長	水口 晶子
みどり戦略推進課販売・物流支援室長	新居 義治
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
林業振興課長	須恵 丈二
農林水産総合技術支援センター経営推進課長	山本 憲
農山漁村振興課長	中原 幹起

〔県土整備部〕

プロジェクト担当部長	神原 聡
副部長	小津 慶久
建設管理課副課長	多田 友和
高規格道路課長	西岡 治彦
都市計画課長	山下 賢志
住宅課長	藤本 裕幸
河川政策課長	山本 英史
港湾政策課長	村上 宗用
港湾政策課港湾経営担当課長	中本 雅清

〔南部総合県民局〕

副局長	賀原 一徳
地域創生防災部長	杉本 孝誠

〔西部総合県民局〕

副局長	出口 修
地域創生観光部長	福良 憲市

【説明事項】

○提出案件について（説明資料（その4））

【報告事項】

- 徳島県過疎地域持続的発展計画・後期計画（案）について（資料1-1、資料1-2）
- 「徳島バッテリーバレイ構想」産業用地適地選定調査事業（県内の産業用地適地の状況と今後の方向性）について（資料2）

元木章生委員長

ただいまから、地域活性化対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）
直ちに、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。
まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

島田企画総務部広域行政担当部長

まず、地域活性化対策特別委員会説明資料（その4）に基づきまして、2月定例会に追加提出いたしました、地域活性化対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。私からは、令和7年度一般会計特別会計補正予算の歳入歳出予算の総額及び企画総務部関係について御説明を申し上げ、引き続き、各所管部から御説明させていただきますので、よろしく御願ひ申し上げます。

一般会計につきましては、関係する5部の総額で、一番下の合計欄、左から3列目に記載のとおり、17億9,915万2,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、299億8,944万7,000円となっております。

補正額の財源につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

次に、企画総務部関係につきましては、上から2行目、左から3列目に記載のとおり、6,065万1,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、2億8,140万円となっております。

4ページを御覧ください。特別会計でございます。関係するのは県土整備部のみで、一番下の合計欄、左から3列目に記載のとおり、3億7,325万円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、18億4,675万円となっております。

補正額の財源につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

次に、5ページを御覧ください。企画総務部の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、政策企画課でございます。2段目、雇用促進費の実績見込みに伴う補正により、70万9,000円の減額をお願いしております。

次に、地域連携課でございます。1段目、企画総務費の実績見込みに伴う補正など、合計で、1,376万5,000円の減額をお願いしております。

次に、情報政策課でございます。2段目、計画調査費の実績見込みに伴う補正など、合計で、4,617万7,000円の減額をお願いしております。

次に、20ページを御覧ください。繰越明許費の追加でございます。地域連携課所管の企画調整費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内の完了が見込めなくなったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。企画総務部関係の追加提案案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。徳島県過疎地域持続的発展計画・後期計画（案）についてでございます。

資料1-1、資料1-2の2種類を掲載させていただいておりますが、資料1-1により概要について説明申し上げます。

まず、1、計画の趣旨でございますが、後期計画では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び9月定例会で御論議いただきました後期の過疎方針に基づき、過疎地域において実施する事業や措置の内容を定めるものであり、県同様に、現在、対象となる14市町村においても、鋭意、策定しているところでございます。

2、計画の期間につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、3、後期計画のポイントでは、基本目標として、2030年までに、過疎地域における転入転出者数の均衡を掲げ、この達成に向け、前期計画で築いた成果を土台として、後期方針で定めた五つの重点事項を基軸に、過疎地域において特に推進すべき重点施策と目標を設定しております。

具体的には、資料の枠内に記載のとおり、まず、危機管理体制の充実と県土強靱化の推進として、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、防災人材の育成や災害福祉支援連携体制の充実強化。次に、健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実では、持続可能な医療提供体制構築に向けた医療人材の確保やがん検診の受診促進。また、持続可能な地域産業の振興では、新たなビジネスモデル構築等の支援や、国内外への販路拡大による生産性の向上。さらに、労働力・後継者不足対策の推進では、地域社会の担い手となる多様な人材が活躍できる社会の実現に向け、就労機会の創出や魅力ある職場づくりの促進。そして、国内外から選ばれる魅力的な地域づくりとして、地域DXの推進や関係人口の創出・拡大により、地方への新たな人の流れを生み出す取組を加速させてまいります。

なお、資料1-2として、徳島県過疎地域持続的発展計画・後期計画（案）の全文を掲載させていただいておりますので、適宜、御参照いただければと存じます。

報告事項につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

飯田生活環境部長

続きまして、生活環境部関係の案件について、御説明申し上げます。

説明資料（その4）の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算でございます。

生活環境部につきましては、総括表の上から3段目、左から3列目の補正額欄に記載のとおり、4,434万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は、8億4,592万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、課別の主要事項につきましては、主なものを御説明いたします。6ページを御覧ください。労働雇用政策課でございます。労働・移住交流施策に係る事業の所要額の確定などによりまして、合計で、4,434万1,000円の減額となり、補正後の予算額は、8億4,300万円となっております。

以上が、今定例会に追加提出いたしました案件でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

尾崎経済産業部商流・交流担当部長

今定例会に追加提出いたしております経済産業部関係の案件につきまして、御説明をさせていただきます。

説明資料（その4）の3ページを御覧ください。令和7年度一般会計に係る補正予算案でございます。経済産業部の令和7年度一般会計につきましては、表の補正額欄、上から3段目に記載のとおり、2,855万1,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、28億8,594万3,000円となります。

7ページを御覧ください。部別の主要事項につきまして、御説明させていただきます。

まず、経済産業政策課では、計画調査費における地域商社の体制強化に伴う経費の補正により、合計で665万4,000円の増額をお願いしております。

企業支援課では、計画調査費における事業の実績見込みに伴う補正など、合計で299万8,000円の減額をお願いしております。

産業創生・大学連携課では、企画総務費におけるふるさと納税の寄付見込みに伴う補正など、合計で2,689万5,000円の増額をお願いしております。

8ページを御覧ください。東京本部では、計画調査費における事業の実績見込みに伴う補正により、200万円の減額をお願いしております。

今定例会に追加提出をしております案件については、以上でございます。

続きまして、この際1点御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。「徳島バッテリーバレイ構想」産業用地適地選定調査事業についてでございます。構想に基づき、蓄電池のサプライチェーンを構成する企業をはじめ、製造設備に係る企業や蓄電池の需要を担う企業などを対象に、誘致活動を展開しております。企業誘致の推進に当たり、受け皿となる用地を確保するため、産業用地の適地調査を実施し、状況について取りまとめたものでございます。

まず、本県の現状でございますが、資料の右側に、東部・南部・西部の地域ごとに整理しましたとおり、蓄電池のセルメーカーをはじめ、材料メーカー、サプライチェーン関連企業がそれぞれの地域に立地しております。また、所要時間をおおむね1時間とした通勤圏について、左の地図に楕円で示しております。

次に、資料左側の中段、立地場所の選定理由でございますが、企業においては、交通の利便性や関連企業との近接性、人材の確保など、様々な要素を基に立地場所の検討がなされております。

この度の適地調査では、産業集積の現状や将来のインフラ整備を含めた立地環境のポテンシャルを生かし、県内全域に広く誘致の受け皿を確保するべく調査を進め、蓄電池のセルメーカーに対応しうる10ha規模の用地として、合わせて15か所を候補地としております。

続いて、今後の方向性でございますが、蓄電池関連企業の高い投資意欲に、速やかに対応できるよう、意欲ある市町村とも連携しながら、企業の事業計画に即したオーダーメイド型による立地支援を行うとともに、中長期的な視点から、より大規模な団地造成を含めた産業用地の確保に継続して取り組み、蓄電池関連産業の更なる集積を目指してまいります。

報告事項につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

里農林水産部長

それでは、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料（その4）の3ページを御覧ください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。補正額の欄、上から4段目に記載のとおり、2億8,329万7,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は、15億1,637万2,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、右の財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

9ページを御覧ください。部別主要事項について、御説明させていただきます。

みどり戦略推進課でございます。1段目の計画調査費におきまして、事業費の確定による補正など、合計で、589万1,000円の減額をお願いしております。

鳥獣対策・里山振興課でございます。2段目の山村振興対策事業費におきまして、事業費の確定により、2,817万3,000円の減額をお願いしております。

10ページを御覧ください。林業振興課でございます。2段目の林業総務費におきまして、事業費の確定による補正など、合計で2,570万8,000円の減額をお願いしております。

水産振興課でございます。1段目の計画調査費におきまして、事業費の確定による補正など、合計で542万1,000円の減額をお願いしております。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。1段目の計画調査費におきまして、事業費の確定による補正など、合計で1億9,245万6,000円の減額をお願いしております。

11ページを御覧ください。農山漁村振興課でございます。1段目の山村振興対策事業費におきまして、事業費の確定により、2,564万8,000円の減額をお願いしております。

21ページでございます。繰越明許費の変更でございます。これまでの定例会において御承認いただきました事業のうち、農林水産総合技術支援センター経営推進課の就業機会創出支援費につきまして、7,947万6,000円へ繰越明許費の変更をお願いするものでございます。

提出案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

神原県土整備部プロジェクト担当部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料（その4）の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から2段目、左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、14億3,941万4,000円の減額をお願いしております。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございます。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳の欄に、括弧書きで記載してございます。

4ページを御覧ください。特別会計につきましては、港湾等整備事業特別会計において、3億7,325万円の減額をお願いしております。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございます。

12ページを御覧ください。このページから14ページにかけては、補正予算に係る部局別の主要事項説明についてでございます。

まず、高規格道路課でございます。大鳴門橋自転車道設置事業費の決定に伴う補正として2億円の増額となっております。

道路整備課でございます。緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計14億8,202万2,000円の減額となっております。

都市計画課でございます。緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、1億6,085万円の減額となっております。

13ページを御覧ください。住宅課でございます。住宅対策推進費の決定に伴う補正として、595万4,000円の増額となっております。

港湾政策課でございます。交通網整備利用促進基金積立金の補正として、249万6,000円の減額となっております。

14ページを御覧ください。港湾等整備事業特別会計では、施設等整備事業費の決定に伴う補正として、3億7,325万円の減額となっております。

15ページを御覧ください。このページから19ページにかけては、既に御承認を頂き、事業を実施しております、継続費の変更についてでございます。一般会計においては、高規格道路課の大鳴門橋自転車道設置事業など計4件。19ページに移りまして、特別会計においては、港湾政策課の徳島小松島港荷役機械整備事業の1件。これら計5件につきましては、令和7年度の進捗状況に伴い、年割額や財源等を変更するものでございます。

22ページを御覧ください。このページから25ページにかけては、繰越明許費でございます。

このうち、22ページにつきましては、一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、このページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、2億4,867万8,000円となっております。

23ページにつきましては、一般会計の変更分といたしまして、既に御承認いただいている事業について、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を反映した補正後の合計は、このページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、10億5,100万円となっております。

続く、24ページから25ページまでは、特別会計に係る繰越明許費でございます。追加分といたしまして、24ページの公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、翌年度繰越予定額は、4,300万円となっております。

25ページを御覧ください。港湾等整備事業特別会計の変更分でございます。これを反映した補正後の額は、このページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、1億2,400万円となっております。

これらの事業につきましては、年度内の完了が見込めなくなり、翌年度に繰越しとなるものでございます。事業効果の早期発現が図られますよう、今後とも、事業進捗に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で、県土整備部の提出案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

元木章生委員長

以上で説明等は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

木下賢功委員

先日の一般質問でお伺いした企業の働きやすい職場づくりを通じた人材確保の質問に対し、知事から新たにハード整備を支援していくとの御答弁を頂きました。

この件について、改めて事業内容の御説明をお願いいたします。

井口労働雇用政策課長

木下委員から質問いただいている件でございますが、知事がお答えした取組につきましては、2月議会の開会日に議決いただきました魅力ある職場環境整備事業でございます。

労働者の価値観は現在、多様化しております、特に若者や子育て世代にとりましてワーク・ライフ・バランスの充実、また若者、女性の採用、定着のためには職場の環境づくり、衛生環境等の改善というのが職場の選定の重要な要素の一つとなっております。

人材確保に向けて賃金面での待遇改善と並んで、避けては通れないテーマの一つになっていると考えているところでございます。

県内の事業者におきまして、労働者の多様なニーズを踏まえた福利厚生の実等により、人材確保・定着の取組を推進するため、企業が行う魅力ある職場づくりや快適な職場環境の整備に要する経費を支援するものでございます。

今年度6月補正におきまして、労働関係法令の基準を上回る制度となる就業規則の整備に要する補助制度を創設したところでございますが、こういった法定を上回る就業規則を整備する事業者が行う働きやすい快適な職場環境づくりに向けた施設、設備のハード面の支援を行うものでございます。

また、併せまして、多様な働き方の導入に向けて行います労務管理用のソフトウェアのシステム導入、外部の専門家によるコンサルティングに要する経費の一部について支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

木下賢功委員

法定を上回る就業規則を整備することが条件という御説明ですが、こういったものが法定を上回るものなのか、また申請までに整備をしないといけないものなのか教えてください。

井口労働雇用政策課長

法定を上回る就業規則としましては、今年度事業に取り組んでいる中で実際に整備された例でお話をさせていただきますと、例えば休暇の面で、今、労働基準法におきましては1日又は半日ということを示されているところでございますが、これを1時間当たりの休暇取得を就業規則で定めるであるとか、不妊治療の休暇制度を導入するだとかの例があったところでございます。

また、子供の看護等の休暇につきましても、現在は労働基準法等、各種法令では小学校3年生までというところが一つ目安としてあるのですが、小学校卒業までに拡充された例でありますとか、手当や福利厚生の方では通勤手当について支給基準を明確化すること、全ての職員において40歳以上の定期健康診断項目と同内容とすることなどの例が見られるところでございます。

また、補助事業に併せまして整備いただきます、法定を上回る就業規則の改正につきましては、ハード事業の整備事業等の事業完了までに実施していただくようお願いするものでございます。

木下賢功委員

御説明いただいた中に、ハード整備に対しても新たに支援を行うということですが、対象事業や補助率の具体的な内容について教えてください。

井口労働雇用政策課長

ハード整備の具体的な事例として、県で想定しているものをお話しさせていただければと思います。

若者や女性の定着確保につなげるため、トイレや洗面所、休憩室、更衣室の設置等を考えているところでございます。

トイレで言いますと、和式を洋式化することや、男女兼用のものを男性、女性の専用のもに分けることを想定しているところでございます。

また、安全安心の基盤を整備するものとしたしまして、転倒防止のために段差解消スロープ、階段をスロープにするとか滑り止めの措置、身体的負担を軽減するためのリフトやパワースーツ等を想定しているところでございます。

また、多様な人材の活躍に配慮した職場環境の整備といたしましては、ベビールームやキッズルーム、職場のバリアフリー化などを想定しておりまして、柔軟な働き方を推進するためのテレワークやオンライン会議用の設備の導入などを想定しているところでございます。

基本的な補助率や限度額についてですが、補助率は2分の1、補助限度額については、ハード整備は150万円、就業規則、ソフトウェア、コンサルティングの経費は10万円と考えているところでございます。就業規則の上乗せの整備につきましては、従業員数10人未満の場合、本来であると就業規則は努力義務ということですが、制定される場合には補助率を3分の2に引き上げるということになっております。

またハード整備につきましては、子育てに優しい職場環境づくりやがん検診に積極的に取り組まれている企業の場合は、最大200万円の支援と考えているところでございます。

木下賢功委員

関連経費につきましては、開会日に提案された2月補正予算で既に成立しており、早期に事業を開始していくことが望ましいと考えますが、今後のスケジュールについて教えてください。

井口労働雇用政策課長

今後のスケジュールでございますが、既に事業の申請受付を審査します運営事務局の委託先の公募を開始しているところでございます。

順調に事務局が立ち上がれば、4月下旬には補助金の募集を開始したいところでございます。

また、現在、お話をさせていただいたような内容のチラシを、県で作成しているところでございます。

まずは事業開始までに経済団体をはじめ県内事業者さんにしっかりと周知を図っていきたいと考えているところでございます。

木下賢功委員

若者や女性といった多様な人材が、地元で働き続けたいと思える環境づくりは待ったなしの課題でございます。

こうした整備は高齢者や障がい者にも働きやすい職場環境への支援となり、従業員の定着へとつながると考えます。

知事から働きやすい職場づくりへのハード整備は未来への投資として新次元に後押しすると御答弁いただいたところでございますので、意欲ある企業の皆様にこの制度がしっかり行き届き、一つでも多くの魅力ある企業、職場が誕生するようにしっかりと取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

浪越憲一委員

それでは私から、先ほど報告にございました徳島県過疎地域持続的発展計画・後期計画（案）について質問させていただきます。

私は昭和45年生まれの56歳なのですが、その年にこの過疎計画が議員立法でできたということを恥ずかしい限りでございますが、実は1週間前に知りました。これを見ましたら、最初の昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の目的のところに、人口の過疎の減少防止、昭和55年から過疎地域の振興、次に平成2年から過疎地域の活性化、そのあと平成12年からは、過疎地域の自立促進、これが10年単位で、4つの法律、全てが議員立法で全会一致で出されているのです。

10年ごとに、その時々に応じて、人口減少、収益や財政力指数も含めた財政力要件に、皆様方を含め行政サイド様々に対応をし、今まで続けて来られた。そうした中で、今回は、地方創生に関する総合戦略と連動する形で多層的に進められていると認識をしております。

ただ、人口減少や高齢化は依然として深刻であることも事実でございます。そうした中で、地域によっては生活基盤の維持や地域存立、存在そのものが大きな課題になっている所もあれば、もしかしたらそこに目を背けて、なかなか対応できていないところもたくさんあるのではないかと。私の周りではそういった声が聞こえてくるのが現実でございます。

そこも含めまして、先ほど説明がありました徳島県過疎地域持続的発展計画・後期計画（案）について、前計画が令和3年度から10年間ですから、この5年間も含めて、今回、後期計画（案）のポイントについて教えてください。

平島地域連携課長

ただいま、浪越委員から、過疎対策の後期計画についての御質問を頂きました。

浪越委員がお話しのとおり、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法以来、過疎対策については、約55年間にわたり総合的な過疎対策を実施してきたところです。

このような中、本県では全国を上回る速度で人口減少や少子高齢化が進行しており、過疎地域の持続的発展を図るため、とりわけ令和3年度から今年度までにつきましては、前期計画に基づき、市町村と連携して移住希望者に寄り添った伴走型支援などに取り組んできた結果、県内の移住者数は令和5年度から2年連続で3,000人を上回り、今年度上半期につきましては、統計を取り始めた平成27年度以降、過去最多となったところでございます。

今回の後期計画案におきましては、こうした流れを更に加速させ、本県の認知度向上や移住交流の拡大につなげ、前期計画から引き続き過疎地域における転入・転出者数の均衡を基本目標に掲げ、先ほど部長から説明させていただきました重点施策をはじめ、移住定住の促進や産業の振興など11の施策体系の柱ごとに徳島新未来創生総合計画に位置付けられる事業を中心に過疎対策事業を取りまとめたところでございます。

なお、後期計画の事業総数につきましては、前期計画の253事業から38事業増となる291事業としており、災害時の福祉支援や労働力・後継者不足対策といった新たな取組も積極的に取り組み、効果的な過疎対策をしっかりと推進してまいります。

浪越憲一委員

前期計画の253事業から38事業を増やして291事業ということで、積極的に取り組んでいたと理解いたしました。

253事業をほぼ継続し、新しい事業も含めて38増えたという認識です。先ほど、災害時の福祉支援、また労働力、後継者不足対策といったお話がございましたが、どの過疎地域でも議論されていることだと思われまます。

具体的に分かりやすくしているんですけど、県民の方々が、その部分に対してなるほどな、そういうことに取り組むことで、これをカバーできていくのだなということが分かるようなことがあるのでしたら教えてください。

平島地域連携課長

ただいま、浪越委員から、後期計画に盛り込んだ具体的な内容について御質問を頂きました。

今回、後期計画案に盛り込んだ新たな施策についてでございますが、まず重点施策に位置付けております、誰一人取り残さない災害福祉支援連携体制の充実強化では、地域の支援者不足などにより、福祉的支援を要する要介助者の個別避難計画の策定が進んでいない市町村に対し、専門サポートチームを派遣し、支援してまいります。

また、多様な人材の就労機会の創出につきましては、例えば外国人材の受入れ定着に向けた包括的な支援といたしまして、労使双方の相談体制の整備、雇用に係るセミナーの開催、就職面接会や職場体験によるマッチング強化などを実施することにより、地域社会の担い手の確保を図ってまいります。

県といたしましては、今後とも人口減少による地域活力の低下が危惧される過疎地域の声に真摯に耳を傾け、市町村としっかりと連携しながら地域のニーズに応じた過疎対策の充実に努めてまいります。

浪越憲一委員

今日の報道にも載っていましたが、今まで、自分の会社としてなかなか雇用できなかった様々なエリアの方々と、マッチングで雇用契約を結ぶことができた。新たな見解の議論もできた。これもマッチングの一つの成果、前期計画からの成果であると思われま。それも後期計画の中でも地域社会、県都である徳島市、それから西、南、いろんなエリアの中で、様々なマッチングが広がっていくことを、期待ではなくて、本当に取組を強化しなくてはいけないなと感じております。

その部分で、先ほど言った県都、県西部、県南部も含めて、市町村がどのような過疎対策を推進していくのかということについては、それぞれの地域の過疎計画を同じように進められていると思うのです。

現場の方々というのは失礼ですけれど、県民の方々に近い、要するに体感する市町村の方々の意見は非常に大事だと思いますので、そのところをどのようにやっておられるのか、お聞かせください。

平島地域連携課長

ただいま、浪越委員から、市町村の後期計画についての御質問を頂きました。

市町村の過疎計画につきましては、事業の推進エンジンとして大変有利な財源となる過疎対策事業債の発行に必要であり、重要な位置付けとなっているところでございます。

県といたしましては、昨年11月に策定いたしました過疎地域持続的発展後期方針を市町村にお示しするとともに、市町村が抱える課題に共に向き合いながら後期計画の策定をサポートをしているところでございます。

現在、対象となる市町村におきましては、空き家バンクの活用や住宅取得、改修支援、お試し居住などを通じた移住定住の促進でありますとか、基幹産業であります農林水産業の支援はもとより、地域資源や空き店舗等を活用した創業支援などによる地域産業の振興、コミュニティバスやデマンド交通、タクシー助成などによる地域公共交通の確保などを後期計画案に盛り込み、年度内の計画策定に向け準備を進めているところでございます。

今後とも、市町村がハード・ソフト両面から地域の実情に応じた過疎対策を推進できますよう、伴走型でしっかりと支援してまいりたいと考えております。

浪越憲一委員

先ほどの、コミュニティバスやデマンド交通、タクシー助成金、また空き家バンク、基幹産業と、いろんなことが後期計画に盛り込まれて、県と国が一緒になって進めていきたいという中でも、市町村が抱える課題に向き合っていただけ取組をしていただいていることに、私は本当に感謝しています。

昨年は鳥取県に行かせてもらいましたが、そのお話の中にも出ましたが、20代の方々が減少されている全国の同じような地域から、これは東京と大阪以外は同じだと思われま

が、そういった地域のニーズに応じて内容を見直していただきまして、実効性のあるバージョンアップをしていただくのが一番大事だと思っております。

また、立派な完成予想図で終わるのでなくて、先ほど推進エンジンのお話もございましたが、きちんとエンジンを積んだ政策にさせていただくためにも、全国的なデータのみなんですけれど、オープンAIに聞いてみたのです。この昭和45年から始まった制度は全部継続されてきておりますが、大きな枠組みだと、官公需だと思うのです。

この官公需のランキングというのは計算の仕方が難しいみたいで、どこが多いのか、どこが少ないのか、捉え方がそれぞれ違うので、国が示しているきっちりとした数字は出ていないのは事実なんですけれど、四国4県の中では高知県が三十何%とか四十何%とか、結構割合が多いというのが出ておりました。

昭和45年から官公需を取り巻く環境と役割は、今の時代には大きく変化してきていると思うのです。税をたくさん使ってください、ここに予算を出してくださいというのではなくて、今回の過疎計画に基づいて実行される事業において、担い手を本当にこの地域に確保できるのかという、そのためにはベースアップも含めて見直しをするべきであると私は考えます。

飽くまでももう一度言います。予算をたくさん出して、それに対して執行するだけではなくて、その予算が本当にこの地域にとって担い手確保になるのかどうかということも含めて、今後、考えていっていただきたいと思いつつながら、後期計画が始まるわけですから、前期も含めて過疎対策に取り組んでいただきたいと最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。

元木章生委員長

最後の委員会ですので、私からも幾つか質問させていただきます。徳島県の水産資源の持続的利用と水産業の振興についてお伺いをいたしたいと思っております。

県では幻の高級魚と呼ばれるサツキマスについて、純徳島県産の品種の付加価値を高めるため、魚体の大型化に向けた優良系統の選抜や育成に取り組むとともに、環境の変化に左右されず安定的な生産が期待される陸上養殖の試験を進めているとのこととあります。

報道によりますと、昨年12月には県の栽培漁業センターで試験養殖されたものが鳴門市ウチノ海で海面養殖され、この春には民間事業所が飲食店やスーパーで販売されるということでございます。

そこで、県は付加価値向上や産業振興効果といった成果目標をどのように設定して、陸上養殖試験について、今後どのようなスケジュールで生産拡大を進めていくのかお伺いをいたします。

岡久農林水産部次長（水産振興課長事務取扱）

今、元木委員長から、阿波さつきの今後の取組方針について御質問を頂きました。

県では新たなブランド魚の創出に向けまして、令和4年度より県内の山間部で養殖されておりますアメゴをサツキマスへと育成する海面養殖試験を実施しておりまして、着実に成果を積み上げているところでございます。

そして、来年度につきましては、「阿波さつき」高付加価値化推進事業という新規事業

につきまして、付加価値を高める魚体の大型化を目指しまして、国立研究開発法人水産研究・教育機構が育成しました成長の早い種苗を新たに導入しまして、品種改良を進め、成長優良種などの選抜・育成に取り組むほか、環境変化に左右されない安定的な生産と効率的な養殖手法の開発に向けまして、県の栽培漁業センターにおきまして、遠隔また自動給餌による陸上養殖試験に取り組むことといたしております。

今後、県としましては、あらゆる可能性を模索しまして、例えば今後については、これからは陸上養殖は、注目すべきところでありますので、そのあたりの安定的な生産体制の確立に向けまして、取組を進めてまいりたいと考えております。

それと、お知らせとしまして、ちょうど今週1週間、県庁11階の食堂CO-CAGEキッチンにおきまして、阿波さつきフェアを開催しておりますので、是非、お立ち寄りいただけたらと思います。

元木章生委員長

私も食堂で頂きたいと思います。

先ほど国立研究開発法人水産研究・教育機構との連携等の話もございましたけれども、サツキマスの陸上養殖につきましては、高知県室戸市の企業で既に取り組もなされておまして、また更に香川県立多度津高等学校でも研究がなされ、香川県の新屋島水族館にも移されたという経緯もあるということでございます。

これら近隣県や市町村、民間事業者との連携なども大変重要なテーマであろうかと思っております。

例えば、利用されていない学校施設は維持管理費の負担が課題となる一方で、既存のインフラを活用できるという強みもございます。

水産業の振興や集落再生の観点から、陸上養殖への転用は一つの可能性であるとも考えております。

つきましては、こういった関係機関等との連携をどのように進めていくのか、また技術面、採算面、衛生管理面などの課題をどのように整備しているのか、併せてお伺いしたいと思います。

岡久農林水産部次長（水産振興課長事務取扱）

ただいま、元木委員長から、例えば廃校プールを活用した養殖などについての御質問でございます。

廃校プールを活用した魚の育成というのは、いわゆる陸上養殖でございまして、天候に左右されない飼育環境を人為的にコントロールしやすい等のメリットがある一方で、事業的には収益を確保するための安定生産体制の確立が必要となっております。

施設整備に必要な初期投資、また稼働時のランニングコストなど、いろいろな課題があるものの、近年は全国各地で様々な魚種を対象にした陸上養殖が営まれておまして、業種異分野からの新規参入も活発化しております。

そこで県でも、先ほどお示ししましたとおり、陸上養殖の試験を実施しまして、また廃校を活用した陸上養殖業をはじめとする、本県養殖業の可能性を広げてまいりたいと考えております。

元木章生委員長

安定生産体制が必要ということで、初期投資等が課題であるといった御答弁だったかと思えます。

最後に、これらの取組を通じまして、県内の漁業者全体への波及や水産業の持続的な発展に、今回の取組をどのようにつなげていくのか、お伺いをいたしたいと思えます。

岡久農林水産部次長（水産振興課長事務取扱）

阿波さつきにつきましては、新たなブランド魚として、認知されるよう取り組んでいるところでございます。

これを一つのきっかけとしまして、他の漁業にも刺激を与えるとともに、県内漁業が成育していくようしっかりと取り組んでまいります。

元木章生委員長

是非、事業を軌道に乗せることができますように、有効な支援を継続して行っていただきたいと思えます。

そしてまた、収益力向上はもとより、多くの県民の方々が安価で購入して召し上がっていただけるよう、御支援を併せてお願い申し上げます。

元木章生委員長

それでは、この際、申し上げます。扶川議員から発言の申出がありました。委員外議員の発言については議員一人当たり、1日につき趣旨説明、答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

空き家対策についてお尋ねしたいと思えます。

元木章生委員長

委員各位にお諮りいたします。扶川議員の発言を許可いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。質疑をどうぞ。

扶川敦議員

地域活性化対策として県土整備部で空き家5（ファイブ）戦略事業というのが今回も提案されております。

利活用と除却と情報発信ということで、そのテーマがそれぞれ入っておりますけれども、この制度のスキーム自体は一定の説明がされていますから、これに関係してお尋ねしたいことがございます。

例えば、空き家の利活用に関しては、今後の研究でいいのですが、これは意見ですが、観光とテーマが一つ、もう一つが人材確保、もう一つが人口減少となっていますが、例えば地域でお年寄りが孤立して一人で生活しているというのは大変ですよ。そういうお年寄りが共同して生活できるような場、一種のグループホーム的なものにも活用できるようにしてほしい。これは今、私も勉強中ですので、要望だけにとどめておきたいと思います。

それからもう1点は、空き家の除却ということもテーマに入っておりますが、これも私も生活相談を受けてあちこち走り回っているのですが、先日も県南へ古い一軒家の片付けを手伝ってほしいというので行ったのです。片付けは手伝えるのですが、山のようなごみ、廃棄物というのは、引き取ってもらうのが大変なのです。

南のほうに行くとそれぞれの自治体が小さいですから、処理できない。1日に持って行くのは軽トラ1台にしてくれなんて言うのです。そんなことで何回も何回も板野から南まで行けませんので、では業者にお任せしてくださいという話をすると、これが費用が掛かるのです。2t車一杯で4万円が相場で、そうするとすぐ何十万円にもなるのです。

空き家の除却に関して廃材再利用というところがありますが、要するにごみを処分する費用についても、除却の費用として助成してもらえるのかどうか、先に2点についてお尋ねします。

藤本住宅課長

ただいま、扶川議員より、地域活性化のための空き家の利活用と除却について御質問を頂きました。

現在、県におきましては、健全な、いわゆる使える空き家につきましては地域の資源として利活用を進める、また老朽化して危険な空き家につきましては除却を進める、二つの取組の下で事業主体となる市町村と連携して空き家対策を進めているところでございます。

中でも利活用の促進に向けて、具体的には昨年度、県庁内の部局間横断連携と全市町村の連携により空き家対策プロジェクトを始動いたしまして、課題や先進事例を共有するなど県と市町村が足並みを揃え対策を進めております。

この空き家対策プロジェクトのことで議員からお話もございました、今年度より着手いたしました空き家5（ファイブ）戦略事業では、民間企業のノウハウを生かしたモデル事業として観光、人材確保、人口減少という三つのテーマに沿って空き家を民泊や子育て支援施設などにリノベーションする取組を支援しております。

引き続き、空き家対策の主体となる市町村と共に空き家を活用した地域づくりに努めてまいります。

扶川敦議員

それは、ここに説明が書いてありますからいいのです。要望を申し上げておきますからね。お年寄りだっから見捨てないでくださいよ。一人で住むのが大変になってきたら、すぐ老人ホームに入れる、介護施設に入れると。私の母親もそうでしたが、グループホームに入ったら家族との交流が少なくなって急速に認知症が進みました。コロナ禍だったのでもっとひどかったです。本当にかわいそうでした。会いもできませんからね。

一定のお元氣なうちに共同で、何もかも一から十まで世話してもらうなんていうと、折り紙みたいな子供にやらせるようなことを介護施設でやるのです。かわいそうです。

畑を耕してイモを抜いている時の母親の写真があるのです。これが一番生き生きしていました。田舎に行くと、山間部へ行くと、そういう土地は幾らでもあるし、古い家もあるわけです。

これを寄宿舍扱いに改造して、そこで共同生活をする。近隣の住民、あるいはヘルパーステーションが援助に入りながら共同生活していただくというのは非常にいいと思うのです。認知症の進行を遅らせるのは間違いないと思います。

こういうことも今後、検討するとまで言わなくていいですけど、勉強していただきたいのでお願いできますでしょうか。

藤本住宅課長

ただいま、扶川議員より御質問がございました、空き家をグループホームなどに改修ができないかという御質問でございますけれども、空き家等の既存建築物をグループホームとして活用する場合、もともと住宅の空き家を活用する場合につきましては、建築基準法上の寄宿舍への用途変更が必要でございます。

その際、建築基準法の適合や建築確認、消防法等の各種法令の要件を満たせば改修は可能でございます。

なお、県におきましては、市町村が実施する空き家改修の事業に対する協調補助といたしまして、空き家スマート化リノベーション支援事業を実施しておりまして、市町村においてグループホームが地方創生対応型施設として認められた場合につきましては、補助対象となるのではないかと考えております。

扶川敦議員

分かりました。

すみません、全く事前通告していなかったのですが、これはどうしても私のところは切実ですからもう一点お尋ねします。空き家5（ファイブ）戦略事業の資料を見ていまして、先ほどもお尋ねしましたが、本当にごみが困るのです。

先日も、藍住町ですが、空き家の売る建物を壊していただくとした。中に家電製品は残っているし、家具も残っているし、普通のごみもいっぱい残っている。これはお年寄りですから片付けができない。その費用を出そうと思っても、まずはこの建物が売れないことにはお金が出ないというから、仕方がないからボランティアみたいな形で片付けに入って、低価格で人を手配してあげて片付けをしてあげたのですが、そのごみが出せないのです。本当に困ります。

ごみの処理に関しては業界があります。一般廃棄物の処理業、収集運搬処理業、それから中間処理の業者。こういうところでスムーズに引き取っていただけるように、という点が一つ。もう一つは、資力がない方については、その費用についても是非助成してほしいです。これも今後また勉強していただきたいのですが、いかがですか。

藤本住宅課長

ただいま、扶川議員より、空き家除却の際の廃棄物についても補助対象にならないかというお話でございました。

現在、市町村との協調補助で、補助上限額80万円で空き家の除却の補助をしておりますけれども、その費用の中で空き家の除却に伴う廃棄物の処分についても費用を充当することは可能と考えております。

扶川敦議員

分かりました。今度、挑戦してみますのでよろしくお願いします。

それでは、あと5分ほどしかないのですが、これは意見だけになってしまうかも分かりません。利活用事業の実績の一覧をもらいましたけれど、徳島市、松茂町、藍住町では利活用事業そのものがないのですね。それからそのほかの自治体でも、自治体ごとに内容がばらばらです。補助率や限度額も違っていて、対象となる活用の仕方の種類も違っていて、例えば移住者セーフティネット住宅、生活体験住宅、サービス付き高齢者向け住宅と、いろんなものがあります。財源も市町村単独のものもあれば国費、県費が入っているものもある。

また、最後の情報発信、空き家5（ファイブ）戦略事業の情報発信についても空き家バンクの設置情報はホームページにありますけれど、徳島市と板野郡藍住町、北島町、松茂町、板野町で設置されていないのです。

まとめて問題意識を言いますけれど、移住のために用意するという目的に限ると、山間部の自治体はより切実かもしれません。しかし徳島市や藍住町、松茂町は徳島県内では比較的人口密度の高い所ですが、そこでも空き家が発生するし、むしろ隣の家に迷惑を掛ける割合は立て込んでいる地域のほうが深刻なのです。苦情をよく聞きます。

そういう所で空き家が利活用されることは、自治体の活性化のためだけでなく、県全体の移住を増やすことにつながってくる。

都会から移住する場合、いきなりコンビニも何もない山間部より、まずはいろんなものが手近で便利な市街地に行こうという人のほうが現実としては多いです。そこで受け入れながら山間部のほうにも行っていただくということだと思います。

空き家を利活用したり、特に情報を提供したりする事業が、比較的都市部である地域で進んでいないのはなぜなのか。今後進めていただきたいのですけれども、県としてどういうお考えかお尋ねします。

藤本住宅課長

ただいま、扶川議員より、空き家の利活用についての促進についての御質問がございました。

現在、県におきましては空き家スマート化リノベーション支援事業といたしまして、空き家の利活用、改修に対する補助金として上限320万円での補助を国の負担160万円、県の負担80万円、市町村の負担80万円を上限に伴走支援を行っているところでございます。

扶川議員がお話しのよう、市町村によって空き家をどういった形で使いたいかというところの目標がございますので、その上限の中で、それぞれ市町村での補助要件を設けているところでございます。

扶川敦議員

是非それぞれの市町村にも制度を使って、せっかく補助をくれるのですから、進めていくようにお願いしたいと思います。

それから除却です。相続人が分からない、特定できない事例が増えているということが問題視されて、そういう場合は略式代執行をして、もし後で分かったら費用の請求ができるような仕組みもあります。実績の数値をもらいましたが、うんと少ないですね。

時間がないので除却に関する実績数値を教えてください。指導から除却に至る一連の流れの中で、今いろんな過程にある案件があると思いますが、数字面を報告してください。

藤本住宅課長

ただいま、扶川議員より、空家等対策の推進に関する特別措置法に係る市町村が行う措置についての御質問かと思えます。

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました平成27年から令和6年度末までの特別措置法に基づく措置の状況といたしましては、助言指導が152件、勧告が13件、命令が2件、行政代執行が2件、略式代執行が5件という実績となっております。

元木章生委員長

扶川議員、時間ですのでまとめてください。

扶川敦議員

まとめに入ります。今お聞きいただいたように、除却まで至っているのはもちろん、勧告に至っているのもまだうんと少ない。でも実際は、私らの住んでいる地域も含めて非常に荒れ果てて迷惑を掛けている建物がたくさんあります。その数も本当は把握してほしいのですが、これも積極的に進めていただきたい。

法律が変わって管理空き家という概念もできて、ここで勧告されれば住宅の特例がなくなるようになりましたよね。インセンティブが働くようになっていきますよね。これを活用してしっかり進めていただきたいということをお願いして終わります。

元木章生委員長

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日には辞任することになっております。

そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、本特別委員会の開催に当たり、終始熱心に御議論を賜り、誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、委員長の職責を大過なく全うできたわけでございます。

また、島田企画総務部広域行政担当部長をはじめ、理事者皆様方におかれましても、常に我々の審議に対しまして、真摯な姿勢で御答弁いただきまして、誠にありがとうございました。

審議の過程で表明されました御要望や意見につきましては、県政にしっかりと反映していただきますようお願い申し上げます。

時節柄、皆様方には、くれぐれも御自愛いただきまして、今後とも県勢発展に御尽力賜りますようお願いしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

島田企画総務部広域行政担当部長

私からも、本年度最後の委員会でございますので、理事者を代表いたしまして、一言、御挨拶させていただきます。

ただいま、元木委員長から温かく丁寧な御挨拶をいただきまして、誠にありがとうございます。

元木委員長、曾根副委員長をはじめ、委員の皆様方には、地域活性化に係る様々な案件につきまして、この1年間、幅広い視点から御意見、御論議を賜り、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。

皆様から頂戴いたしました貴重な御意見につきましては、私たち職員一同、今後の県勢発展に向けて、しっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、今後、益々の御活躍を祈念申し上げますとともに、私ども職員に対しても、今後、なお一層の御助言、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。

元木章生委員長

これをもって、地域活性化対策特別委員会を閉会いたします。（11時40分）